

4/30 福

# DV被害者に确实給付

## 一律10万円で総務省方針

全国民に一律十万円の現金を配る「特別定額給付金」を巡り、総務省がドメスティックバイオレンス（DV）の被害者に确实に給付するための対応方針が二十九日、明らかになった。世帯主の加害者が、別居する被害者や同伴の子どもの分の十万円を受け取ってしまった場合でも、これとは別にそれぞれに十万円

を支給する。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、生活が苦しくなった被害者は少なくないとみられる。総務省の特別定額給付金室は「被害者に早期に給付金を届けるには、一時的に二重給付になることもやむを得ないと判断した」（担当者）としている。加害者に渡った被害者や子どもの分は返還を求

める。

総務省は既に、被害者が加害者と別居している場合でも、避難先の市区町村に申し出れば、給付金を直接受け取れるようにすると決めた。

しかし、被害者の申し出の前に、世帯主の加害者が被害者や子どもの給付金を受け取ってしまう可能性があり、DV被害者の支援団体から「加害者に十万円が渡ってしまうと取り返せない」と懸念する声が出ている。

総務省は、申し出の際に

必要となる、DV被害で避難していることを示す書類を、国の婦人相談所や自治体などに加え、民間の支援団体が発行することも認める。さらに、申し出の期間は四月三十日までとしているが、五月一日以降も受け付ける。

支援団体「全国女性シェルターネット」の北仲千里共同代表は「既に給付申請手続きは始まっており、申し出が間に合わないかと心配する被害者は多かったのに、良かった」と話している。